

所得税・市県民税の申告はお早めに

例年、会場は大変混み合います。時間・期間に余裕を持ってお出かけください。

■こんな場合は申告を

- ① 営業、農業、その他の事業所得がある
- ② 家賃、地代などの所得がある
- ③ 給与のほかに所得がある
- ④ ②か所以上から給与を受け取っている

- ⑤ 生命保険の満期や解約などの所得がある
- ⑥ 株式などの配当所得がある
- ⑦ 所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取っている
- ⑧ 土地、建物などの譲渡所得がある
- ⑨ 公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける

- ⑩ 公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける

確定申告会場(刈谷税務署)



- **申告はこちらで**
期間 2月16日(月)～3月16日(月)(土(日)を除く)

刈谷税務署

- **時間** 午前9時～午後5時

国税庁ホームページ

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の確定申告書作成コーナーで確定申告書が作成できます。

- **問い合わせ** 刈谷税務署(☎21)6211

市役所申告相談

確定申告書・市県民税申告書がすべて記入してある場合は、投かん箱に入れてください。確定申告書の場合、必要な資料の添付と控え(3枚目)の取り忘れがないようにお願いします。

- **市役所で受け付けできない人**
次の①～④の人は、刈谷税務署へ

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得がある人
- ② 住宅借入金等特別控除を確定申告する人
- ③ 土地、家屋、株式などの譲渡所得、先物取引による雑所得がある人
- ④ 贈与税、相続税、消費税の申告をする人
- **時間** 午前9時～午後4時
- **相談方法** 受付で申告に必要なものがそろっているか確認し、相談は受付番号順に行います。2月16日(月)～27日(金)は税理士も申告相談を受けます。
- ※ 今年から、タッチパネルコーナーは設置しません。

出張申告相談会場を開設します

- **とき／ところ**
2月3日(火)・4日(水)▼北部公民館
2月5日(木)・6日(金)▼桜井福祉センター
2月9日(月)・10日(火)▼南部公民館
- ※ 時間はいずれも午前9時～午後4時

申告書を発送します

昨年の状況に基づいて、1月下旬に申告書を送付します。もし届かない場合は、刈谷税務署か市民税課でお受け取りください。また、所得税の確定申告書は、国税庁ホームページからダウンロードもできます。※ 給与所得の人には、申告書を送付しません。還付申告をする場合は、前述の方法で申告書を手入力してください。

申告には何が必要?

- ① 申告書(事前に届いたものがある場合)
- ② 収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- ③ 国民年金保険料の控除証明書
- ④ 生命保険、地震保険・損害保険の支払証明書
- ⑤ 社会保険料(国民健康保険税など)の納付額を証明するもの
- ⑥ 認め印
- ⑦ 昨年の申告書の控え

そのほかに次のものが必要な場合もあります。
配偶者控除、配偶者特別控除を受けるが配偶者に収入がある▼配偶者の所得金額のわかるもの(源泉徴収票など)
所得税が還付になる▼還付口座(申告者本人名義の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの)

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明

該当者には、市から直接送付します。なお、年金から引き落とされている人は、源泉徴収票に納付額が記載されています。※ 国民年金保険料の納付額証明書は、刈谷社会保険事務所(☎21)2159から送付。

問い合わせ

- **問い合わせ** 国保年金課(☎21)2230

個人市県民税制改正

地方税法などの改正に伴って、次のとおり改正されます。

寄附金控除

- **対象** 平成20年1月1日以降に支出した寄附金
- **変更** 所得控除から税額控除へ、控除対象額の上限を総所得金額等の30%に、下限を5000円になど
- **追加** 愛知県または安城市が条例で指定した寄附金、ふるさと納税制度を利用した寄附金

公的年金からの特別徴収の開始

10月支給分から、市県民税を公的年金から天引き(特別徴収)します。

- **対象** 市県民税の納税義務者のうち、平成20年中に公的年金

おむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除には、医師が発行したおむつ使用証明書とおむつ代の領収書が必要です。なお、要介護認定を受け、昨年も申告した人は、市発行の確認書で使用証明書にかえることができます。

高齢者の障害者控除

障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で要介護認定1～5の人は、社会福祉事務所から障害者控除対象認定書の交付を受ければ対象になります。

- **申請** どちらの場合も介護保険証を持参し、社会福祉課へ。確認書、認定書は後日郵送。
- ※ 郵送まで1週間程度かかります。
- **問い合わせ** 社会福祉課(☎71)2223

- **徴収方法** 開始年度▼年金特別徴収税額の半分を個人で納付
- **税額** 市県民税のうち、公的年金等に係る所得について算出した税額(以下「年金特別徴収税額」)。その他の所得に係る税額は、これまでどおり給与からの天引きまたは個人納付(普通徴収)
- **特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える**
- **老齢等年金給付の年額が18万円未満**

- **あいち森と緑づくり税の導入**
森と緑が有する環境保全、災害防止などの公益的機能の維持増進のため、年額500円を、県民税「あいち森と緑づくり税」として徴収します。これにより、市県民税の均等割は4500円になります。
- **問い合わせ** 県税務課(☎954)6048

問い合わせ▶市民税課(☎71)2214